

丹波市市民プラザ基本計画

平成30年4月

丹波市

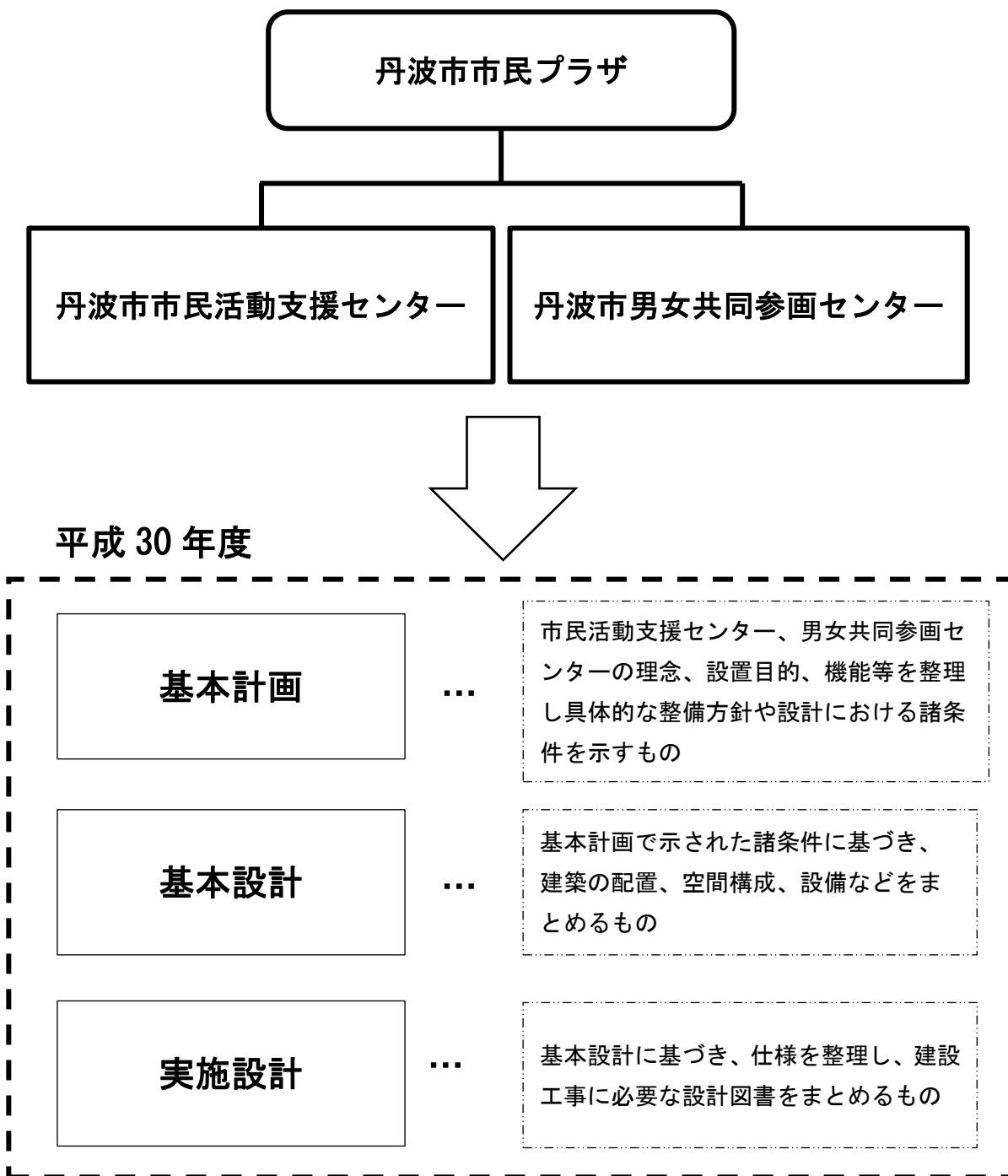
目 次

1. 基本計画策定の趣旨	2
1-1 基本計画の位置づけ	2
2. 設置目的等	3
2-1 丹波市市民プラザの設置目的.....	3
2-2 市民プラザの基本理念	3
3. 市民プラザの機能.....	4
3-1 市民プラザの主な機能	4
3-1-1 市民活動支援センターの機能.....	4
3-1-2 男女共同参画センターの機能.....	6
3-2 市民プラザの設備整備の考え方	7
4. 市民プラザの設備及び配置計画	8
4-1 市民プラザの主な設備	8
4-2 市民プラザの主な備品	9
4-3 市民プラザの平面配置図案.....	10
4-4 市民プラザの設置計画	12
5. 事業スケジュール.....	13
[参考]	14
参考1 市民活動支援センター基本計画（抜粋）	14
3-2 市民活動支援センターの基本理念.....	14
3-3 市民活動支援センターの取り組み.....	14
参考2 男女共同参画センター基本計画（抜粋）	15
3 男女共同参画センター設置の目的.....	15
4 男女共同参画センターの必要性	15
5 実施する施策の方向性	16

1. 基本計画策定の趣旨

1-1 基本計画の位置づけ

「丹波市市民プラザ基本計画（以下「基本計画」という）」は、丹波市市民プラザを構成する「丹波市市民活動支援センター（仮称）」（以下「市民活動センター」という。）と「丹波市男女共同参画センター（仮称）」（以下「男女共同参画センター」という。）の整備について、その理念や機能を整理し、基本設計で反映すべき具体的な整備方針や設計における諸条件を示すものです。



2. 設置目的等

2-1 丹波市市民プラザの設置目的

丹波市は、「第2次丹波市総合計画（平成27年）」において、市民や各種団体等と行政がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、地域の資源や特性を活かしつつ協力・連携して大きな成果を創り出す、協働のまちづくりを推進することとしています。そして、こういった地域や団体で活躍する市民や市民活動団体は年々増加する傾向にあり、「丹波市自治基本条例（平成24年）」に規定する、住民自治の基本原則である地域住民が主体となった地縁型の活動と、一定の目的やミッションを達成するために活動するNPO法人や市民活動団体等のテーマ型の活動が連携し、協力し、協働することが、「住み慣れたところに住み続ける」ことができる、丹波市の新しいまちづくりのスタイルであると確信します。

さらに、このような活力ある地域社会を持続するためには、男女が共に支え合い、地域住民の誰もが社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりを推進していく必要があります。

こういった考えの下、市民が主体的に行う公益的な活動を総合的に支援する仕組みをつくり、拠点を整備することにより、今後の取り組みを活性化させることを目的とした「市民活動支援センター」と男女共同参画社会の実現を目指す政策拠点となる「男女共同参画センター」の機能を有する「丹波市市民プラザ（仮称）」（以下「市民プラザ」という。）の設置が必要と考えます。

2-2 市民プラザの基本理念

市民プラザは、市民活動支援センターの基本理念である「市民一人ひとりが輝き 活躍できるまちづくり」の実現、及び「社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進する施策を総合的かつ計画的に推進するための政策拠点の設置」という男女共同参画センターの設置目的のもと、地域住民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、多様な主体と協働しながら行う、市民が主体となったまちづくり活動を総合的に支援する拠点となります。このことから、市民プラザの基本理念は、以下のとおりとします。

市民が主役のまちづくり

市民プラザは、前述の基本理念の実現に向け、個性や多様性を尊重する中で、住みよいまちづくりのための重要な手法である「参画と協働」に主眼をおき、新しい公共を担う「人づくり」を目的とした支援を行うために、まずは、市民活動支援センターと男女共同参画センター（以下「両センター」という。）を併設した市民プラザとして設置、運営していきます。

そして、新たな取り組みへの発展や課題解決に向けた取り組みを創造するためには、多様な主体同士が連携・協働することが必要であり、将来的には、多様な支援を行う関係機関や団体とつながりを持った複合的な支援が行える施設として、両センター以外にも必要なセンター機能を集約することにより、発展、成長することを目指します。

3. 市民プラザの機能

3-1 市民プラザの主な機能

市民プラザは、両センターの2つの機能を持つ施設です。

両センターの利用者がつながることで、新たな取り組みに発展する可能性を持っているため、積極的な交流や連携を促します。

3-1-1 市民活動支援センターの機能

主な機能	目的	主な内容
1. 情報の集積・発信機能	学習団体や地域づくり団体、市民活動団体の活動情報やイベント、事業情報を集積、発信し、新たに活動を始めようとする人に対しては創業支援と、既に活動されている人・団体に対しては、その活動内容の拡充や持続的な組織運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の活動状況や団体等が実施するイベント、講座等に関する情報 ・学習や地域づくりをサポートする講師等に関する情報 ・市民が利用できる施設や設備に関する情報 ・団体の設立や運営に関する専門的な情報 ・民間が実施する資金支援情報を含めた、活動に必要な補助金やファンドなど、資金運営に関する情報
2. 相談機能	市民活動団体の運営や企画等の相談に応じるとともに、市民の新たな活動につながる相談やより高い活動になるような相談に応じ、生きがいを持って活躍する市民を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や地域づくり団体の活動、組織に関する相談 ・ホームページ作成やSNS等、技術的なものに関する相談 ・寄附金、助成金など自主財源の確保に関する相談 ・生涯学習活動の立ち上げ、持続的な運営に関する相談 ・6次産業化やソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、起業等の支援等
3. 交流・ネットワーク・コーディネート機能	多様な団体間の垣根を超えたネットワークづくりを促進し、相互交流することにより様々な情報やノウハウの共有化を図り、新たな取り組みや連携につながる活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の発表会やフォーラム等の開催及び支援 ・多様な団体や個人がつながることや仲間づくりができる交流会の実施 ・地域づくり活動団体とテーマ型活動団体の交流会の実施 ・共通するテーマや共通する課題を持つ類似団体の交流会の実施 ・近隣自治体との交流と取り組みの連携 ・企業や大学とのネットワークの構築等

主な機能	目的	主な内容
4. 人材育成機能	<p>持続可能な団体運営のために、地域づくりや市民活動に興味関心を持ち、自ら積極的に取り組もうとする市民を対象とした人材育成に関する各種事業を実施し、団体運営の自立化を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や地域づくりに関する先進事例を紹介する講座の開催 ・地域づくりや市民活動に役立つ知識、技術の修得につながる講座の開催（ファシリテーション、コーディネート技法、調査技法、企画書作成、プレゼンテーション技法等） ・コミュニティファンドの設立など団体の活動資金に関する講座の開催 ・教育委員会や地元の高等学校と連携した講座の開催 ・地域づくりや団体運営のニーズに合う各種スキルをもつ人材を登録し、地域や団体に紹介するしくみづくり等
5. 活動拠点機能（機材貸出、貸室機能を含む）	<p>活動拠点を持たないNPO法人や団体に対し、共有して使える会議室や資器材を貸し出し、団体活動の拠点として、活動の活性化を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機、大判印刷機、印刷作業スペースの設置および貸し出し ・打合せスペース、交流スペースの設置 ・プロジェクター、スクリーン、ワイヤレスアンテナ等、視聴覚機器の貸し出し ・学習や活動の成果発表のギャラリーや機会の提供 ・団体専用のメールボックスやロッカーの貸し出し ・関連書籍やメディアの貸し出し等
6. 団体運営・強化機能（資金循環機能を含む）	<p>団体運営に必要な資金計画や組織強化につながる事務局機能の向上など、安定した活動を継続するための団体運営支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体規約、会則、総会等会議資料等の作成支援 ・会議運営に関するファシリテーション ・組織運営（組織の設立、再編等）、事業の企画運営に関する支援 ・団体事業費や団体会計等の経理に関する支援 ・団体事務局の受託 ・各種補助金情報提供と申請書作成支援 ・寄附金を原資とする市民活動支援基金の設立支援等

主な機能	目的	主な内容
7. 政策提言機能	丹波市の市民活動や地域づくり活動の課題や活性化を目的とした調査を行い、その結果に基づいた施策や事業提案を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・調査企画、調査票設計、調査票の配布回収、集計と分析 ・調査報告書の作成、調査報告会の企画、運営 ・施策、事業の評価等

3-1-2 男女共同参画センターの機能

主な機能	目的	主な内容
1. 相談機能	女性が抱える様々な悩みの相談に応じることにより生き辛さを感じている女性を支援します。	・女性カウンセラー等による「悩みの相談」の実施による解決に向けたアドバイスや適切な支援機関の紹介
	出産・育児、介護等のために離職し再就職や起業等をめざす女性や、今後の自らの働き方やライフプランを考えたいという女性を対象とした相談を実施し、女性のチャレンジを支援します。	・社会保険労務士、キャリアカウンセラー等による「チャレンジ相談」の実施による就職、起業、地域活動など、新たな社会参画をめざす女性の支援
2. 情報収集・発信機能	男女共同参画に関する行政資料や図書、各種団体、企業などの男女共同参画関連の取り組み事例を収集し、広く発信することにより個人、団体、企業等の男女共同参画に関する取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画関連法令、計画等行政資料の収集 ・国、県、各市が実施する男女共同参画関連行事に関する情報の収集 ・男女共同参画に関連する図書、雑誌の収集 ・男女共同参画を進めるうえで利活用できる助成金情報の収集 ・上記資料の系統別整理と閲覧できるスペースの設置 ・様々な分野で活躍する女性の情報収集による人材バンクの整備
3. 普及啓発機能	男女共同参画について理解を深めるための講演や意識改革のためのセミナー等を開催し、固定的性別役割分担意識の解消や、日常生活の様々な場面に存在する慣習について見直しを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間等にあわせ、男女共同参画社会の実現に向けた講演会の開催 ・男女共同参画に関する国、県、市の制度や取り組み、自治会や団体、企業等の取り組みを紹介する情報紙の発行 ・男女共同参画社会実現に向けた意識啓発、DV防止など広く市民を対象としたセミナーの開催

主な機能	目的	主な内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経営者、従業員を対象にしたワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に向けた意識啓発や実践方法習得セミナーの開催
4. 人材育成機能	研修や講座の開催により、企業、地域、団体などで男女共同参画を進めるキーパーソンを育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の男女共同参画推進員を対象にした研修会の開催 ・企業、地域、団体等で活躍する女性を育成するため、必要な知識やスキルを身につける講座の開催 ・女性リーダー育成のノウハウを有する民間団体との連携によるセミナーの開催やロールモデルの紹介
5. 就業支援機能	女性が自らの意思に基づき働き方を選択できるよう就業に関する情報や学習機会を提供し、女性の働く場での能力発揮を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のキャリア継続に向けたセミナー、再就業に向けた心理的講座や実践的講座の開催 ・起業や在宅ワークを希望する女性等を対象にした起業や在宅ワークを始めるための基礎知識を習得するセミナーの開催
6. 交流・情報交換機能	女性や女性グループ、地域団体、企業など多様な主体が自由に交流する機会を提供し、協働による男女共同参画を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりに向けた活動を行う団体の登録 ・活動展示の場や情報交換できる機会の設定 ・自治会男女共同参画推進員に対する情報提供 ・多様な主体が自由に情報交換できる交流会の開催

3-2 市民プラザの設備整備の考え方

両センターの機能を提供する上で、それぞれの利用者にとって利用しやすく、かつ、交流や繋がること、新たな取り組みへの発展等を実現するためには、ライブラリーや情報コーナー、オープンスペース、作業室等の設備を共有し、それぞれの取り組みが有機的につながり、重なり合うことで効果が増す部分があると考えます。

したがって、市民プラザの設備については、乳幼児や高齢者、障がい者等の利用に配慮しつつ、共有することで交流等の効果を発揮する設備と個別の相談や授乳等プライバシーにも配慮した設備を持つこととします。

4. 市民プラザの設備及び配置計画

両センターの機能を提供するために、市民プラザでは、以下のような設備が必要であると考
えられます。なお、整備する設備は、原則、両センターで共用できるものは共有するとい
ことを前提とします。

4-1 市民プラザの主な設備

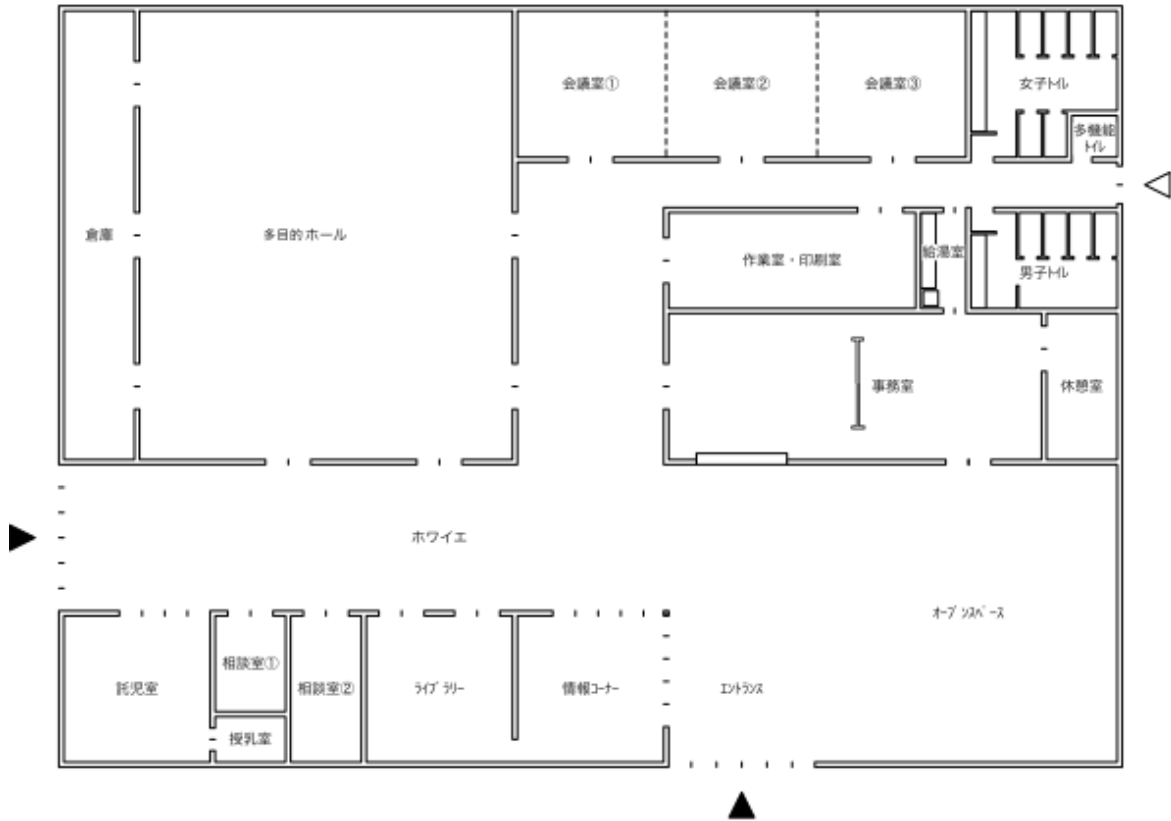
主な設備	現時点での仕様	定員等	備考
受付カウンター	・案内、相談、貸与物品等の受け渡し ・車いすでの来客に対応できるローカウ ンター	4人	
事務室	・両センター事務室(バックヤード含む)	7人	80 m ² 程度
相談室1～2	・プライバシーに配慮した相談室	各4人	10 m ² 程度×2室
会議室1～3	・各種セミナー、会議用(パーティショ ンによる仕切りで大～小規模に対応)	各20人	30 m ² 程度×3室
多目的ホール	・200人規模の講演会に対応可能な多目 的に使用できるホール	200人規模	
ライブラリー、情報 コーナー、オープン スペース	・資料、図書を配架し市民活動や男女共 同参画に関する情報を提供する ・セミナーや会議にも利用できるスペー スを設ける		100 m ² 程度
印刷室・作業室	・コピー機、印刷機器等を置き、広報媒 体の印刷、資料作成等ができる作業台、 作業スペース		30 m ² 程度
授乳室	・授乳可能なスペース	親子2組	6 m ² 程度
託児室	・乳幼児10人の保育が可能なスペース	10人	30 m ² 程度
給湯室	・利用者給茶等で使用		8 m ² 程度
休憩室	・両センター職員の休憩室	6人	15 m ² 程度
トイレ(男性用・女 性用)	・おむつ替え台を設置		
多機能トイレ(男女 共用)	・性的少数者が利用しやすい配置 ・手すり、オストメイト付		
駐車、駐輪スペース	・高齢者や障がい者等に対する配慮	150台規模	

4-2 市民プラザの主な備品

主な備品	現時点での内容	数量	備考
事務用パソコン及び付属装置	PC (ワープロソフト、表計算ソフト、セキュリティソフト、会計ソフト、デザインソフト、プレゼンテーションソフト含む) 及び周辺機器	7台	
情報端末	PCほか周辺機器	2台	
ネットワーク環境	専用電話回線、無線LAN等	電話3回線	
液晶プロジェクター及びスクリーン	持ち運び可能なもの	2台	
ワイヤレスマイク、アンプ、ミキサー	持ち運び可能なもの	2台	
印刷機器	コピー機 (カラー・ソート機能付)	1台	
	輪転機 (ソート機能付)	1台	
	大型プリンター (カラー)	1台	
	紙折り機	1台	
	裁断機	1台	
机、椅子	事務用	7人	市民活動支援センター(4人) 男女共同参画センター(3人)
	受付用 (来客者用)	4人	
	相談室用 1~2	4~10人	
	オープンスペース用	24人	4人掛×6組
	会議室 1~3用	各 20~30人	
ホワイトボード	事務室、相談室、オープンスペース 会議室 1~3	各 1台	
パーティション	オープンスペース、会議室 1~3	必要数	
掲示板	プラザ行事案内用デジタルサイネージ 団体の情報掲示用ボード	デジタル 3台 ボード 2台	
書棚、ラック	図書、資料、広報チラシの配架等	必要数	
メールボックス	団体メールボックス	50団体	
ロッカー	団体ロッカー	20団体	
	事務職員更衣用ロッカー	7台	

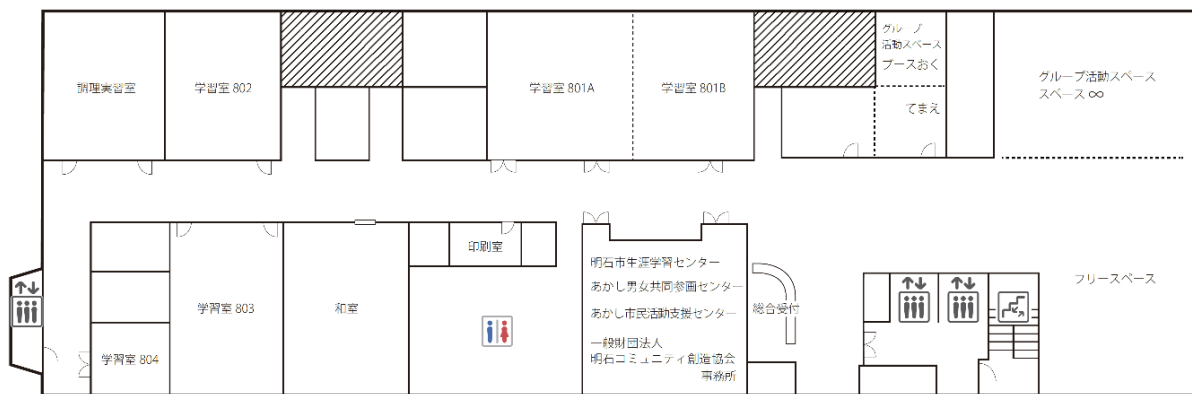
4-3 市民プラザの平面配置図案

*本案は、市民プラザ基本計画「4-1 市民プラザの主な設備」で示した機能を保有した場合の配置図の案です。



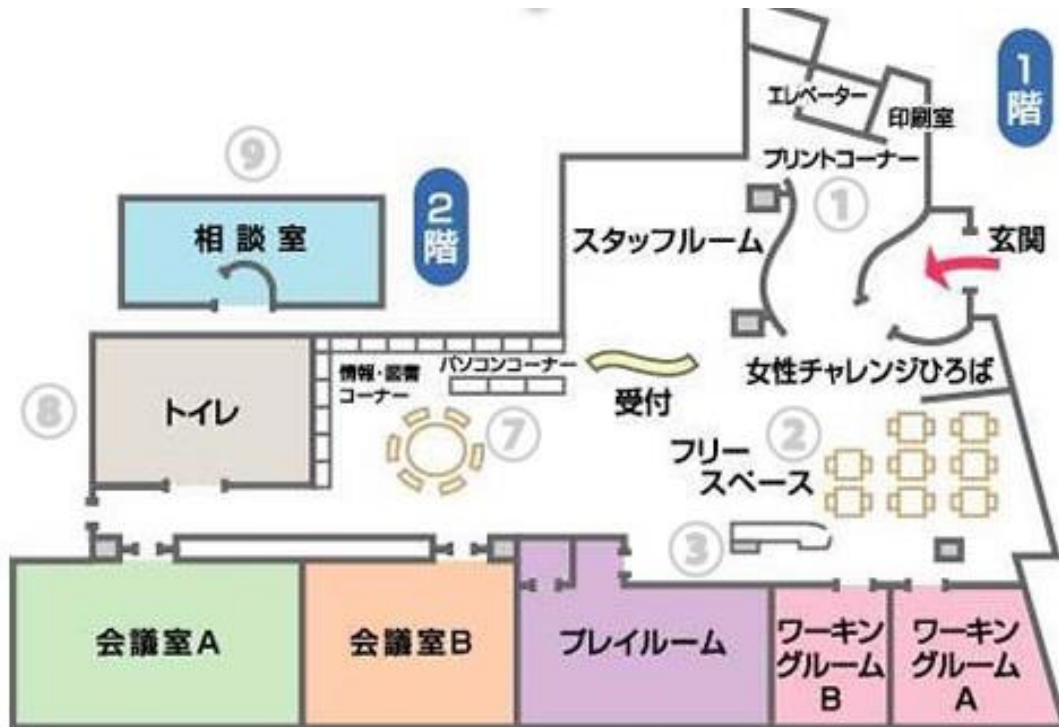
<参考：兵庫県内他市の市民活動支援センター、男女共同参画センター機能を併設する施設のレイアウト事例>

(1) 明石市 アスピア明石

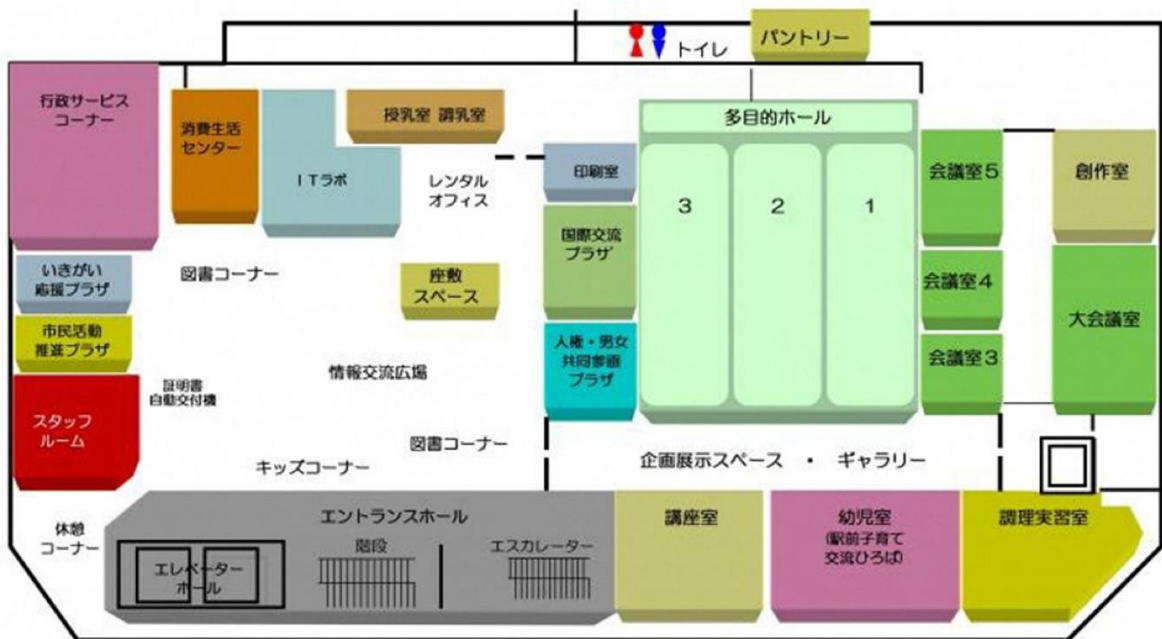


* 7～8階フロアのうち、8階の配置図を掲載

(2) 川西市 川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センター



(3) 三田市 まちづくり協働センター



4-4 市民プラザの設置計画

男女共同参画センターの設置計画については、市民活動支援センター基本計画で示された条件に基づくものとしておりますので、両センターを併設した市民プラザの設置計画については、市民活動支援センター基本計画に記載のとおりとします。

[市民活動支援センター基本計画（抜粋）]

6. 設置計画

6-1 市民活動支援センター設置計画

市民プラザの設置場所については、新しい都市構造のあり方の検討に伴う施設整備という発展性や現在の公共施設の有効活用による経済性、そして、市民が気軽に利用できる利便性や設置施設の将来性等から、公共施設だけではなく、民間施設の活用も視野に入れた中で、総合的に判断する必要があります。

こうした考え方の下、現在、都市づくりのあり方についての検討が進められていることから、その方向性も見据える必要があります。平成 31 年 10 月の開設に当たっては、今後、段階的に発展・成長する施設として位置づけ、①投資的経費は出来るだけ抑制するという考え方と、一方で、②活動支援を必要とする対象者・団体にとっての利便性や、新規参入者の獲得の可能性等を総合的に考えることとします。

公共施設と民間施設の比較では、別紙 1「市民活動支援センターの設置場所の比較検討（個別評価）」に記載のとおり、一長一短はあるものの、前記②活動支援を必要とする対象者・団体にとっての利便性や、新規参入者の獲得の可能性等、また、公共施設を利用した場合の既存利用者への影響を考えると、民間施設の活用が適当と考えられます。

ただし、前記①投資的経費は出来るだけ抑制するという考え方に対し、民間施設に設置する場合にあっては、市が提示する条件を元にした調査を行うなど、公共施設を利用する場合と比較してあまりにも大きな差が生じないことを確認しながら取り組むこととし、最終的には、市がそれらを総合的に判断して、開設場所を定めることとします。

5. 事業スケジュール

(○市 ●委託 ▲一部委託)

時期	市民プラザ	市民活動支援センター	男女共同参画センター
平成 29 年度		○基本計画策定	○基本計画策定
平成 30 年度(上期)	○基本計画策定 ○民間商業施設調査・決定	●人材育成・開設準備業務 ○研修受講生募集	○男女共同参画審議会意見聴取 ○Waku×Doki フォーム委員会
(中期)	○設置施設との協議	●受講生研修期間	○Waku×Doki フォーム開催
(下期)	●施設改修工事設計業務	○関係機関連絡会議 ○市民活動フェスティバル開催(ﾌﾟﾚ) ●活動団体、事業情報集積	
平成 31 年度(上期)	○賃貸借契約 ●施設改修工事 ●備品購入設置 ○施設愛称募集	●開設準備・運營業務委託 (H31.4～H33.3) ●受託先にて受講生雇用 ○関係機関、団体説明 ●ポータルサイト構築	○図書購入・資料収集 ○先行事業実施(講演会・推進員研修会) ○Waku×Doki フォーム委員会 ○ホームページ開設
(中期)	10月市民プラザ開設	●関係機関連絡会議	○Waku×Doki フォーム開催
(下期)		●関係団体ネットワーク会議 ●市民活動フェスティバル開催 ●貸館・機材貸出 ●各種相談会、セミナー	○相談窓口開設 ○情報紙発行 ▲各種講座、セミナー開催
平成 32 年度		●県中間支援団体ネットワーク会議参加 ●関係機関連絡会議 ●関係団体ネットワーク会議 ●貸館・機材貸出 ●各種相談会、セミナー ●市民活動フェスティバル開催 ●法人設立支援 ●市事業受託	○Waku×Doki フォーム委員会 ○講演会、推進員研修開催 ○相談窓口開設 ○情報紙発行 ▲各種講座、セミナー開催 ○Waku×Doki フォーム開催
平成 33 年度		●法人設立 ●関係機関連絡会議 ●関係団体ネットワーク会議 ●貸館・機材貸出 ●各種相談会、セミナー ●市民活動フェスティバル開催 ●市事業受託	○Waku×Doki フォーム委員会 ○講演会、推進員研修開催 ○相談窓口開設 ○情報紙発行 ▲各種講座、セミナー開催 ○Waku×Doki フォーム開催

〔参考〕

参考 1 市民活動支援センター基本計画（抜粋）

3-2 市民活動支援センターの基本理念

市民活動支援センターの基本理念は、以下のとおりとしました。

市民一人ひとりが輝き 活躍できるまちづくり

先述したように、多様なニーズや複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけではなく、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、市民が地域の担い手として力を発揮することが必要です。

よって、「市民一人ひとりが輝き 活躍できるまちづくり」を基本理念として、市民主体の住みやすいまちづくり活動を支援する市民活動支援センターの設置を目指します。

3-3 市民活動支援センターの取り組み

市民活動支援センターの設置にあたっては、市民の多様なニーズや複雑化する地域課題の解決に向けた公益的な活動を総合的に支援する拠点として、次の3つのことに取り組みます。

（1）学んだ成果を実践へと展開する「知識循環生涯学習推進の拠点」

市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する知識循環型生涯学習推進の拠点となることを目指します。

（2）多様な主体が連携し、協働の創出の場となる「市民活動連携の拠点」

より効果の高い公益的な市民活動を展開する協働創出するために、NPO法人や市民活動団体、自治協議会、自治振興会、自治会、企業等多様な主体による活動が連携する拠点となることを目指します。

（3）市民がいきいきと暮らし続ける「地域づくり事業支援の拠点」

自治協議会、自治会等地域における課題解決や地域を活性化する地域づくり事業を総合的に支援し、地域住民が生きがいを持っていきいきと暮らし続けるための地域づくり事業支援の拠点となることを目指します。

そして、この取り組みの実施に際しては、次の視点を大切にしながら、市民活動を支援する環境づくりを目指します。

〔視点1〕市民が積極的に参画できる市民に開かれたセンター

〔視点2〕多様な主体が協働し市民とともに成長するセンター

〔視点3〕気軽に立ち寄ることができる居心地のよいセンター

参考 2 男女共同参画センター基本計画（抜粋）

3 男女共同参画センター設置の目的

市は、男女共同参画社会の実現を図る責務を有しており、男女共同参画社会の実現に向けた理念を掲げた男女共同参画条例を制定し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進する施策を総合的かつ計画的に推進するための政策拠点となる男女共同参画センター」を設置します。

4 男女共同参画センターの必要性

男女共同参画施策を積極的に推進していくためには、次のような役割を果たす推進拠点が必要となっています。これらの役割を果たすことができる、男女共同参画センターの整備に取り組みます。

（1）施策推進のシンボルとなる拠点が必要である

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域、職場など日常の暮らしの様々な場面に根付いている固定的な性別役割分担意識の解消など男女共の意識改革が重要です。また、男性中心の旧来型の社会の仕組みやシステムも改めていく必要があります。さらに、女性が社会で活躍していくためにチャレンジや再チャレンジすることができる環境整備も重要です。加えて、男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体はもとより多様な市民活動団体、地域団体、企業など多様な主体が協力・協働していく取り組みの促進を図らなければなりません。

このように、市民の意識改革、社会の仕組みの改革、女性活躍の環境整備、多様な主体の協働を推進するためには、市が男女共同参画社会の実現に向けて、多様な施策を強力に推進していくことを強いメッセージとして発信していくことが重要です。この強いメッセージの見える形の一つが男女共同参画条例であり、もう一つが施策推進のシンボルとなる男女共同参画センターです。

（2）地域実情を的確に把握できる拠点で施策の企画・立案・展開が必要である

男女共同参画の課題は、女性が家庭、地域や職場などでまだまだ意思決定や方針決定の家庭に参画しにくい現状では、表面に現れにくいものとなっています。また、施策ニーズの把握も容易ではありません。こうしたことから、男女共同参画施策の企画・立案は、庁舎の内部で行なうのではなく、現場により近いところ、つまり女性や男女共同参画の実践活動に取り組む市民、事業者が集まり、交流する庁外の拠点で、直接、これらの者から課題の現状や施策ニーズを聞き、これを踏まえた施策を企画・立案できることが有効です。そして、こうした施策の実施に対して気軽に市民が評価を伝えることのできる施策の企画・立案・展開拠点が必要です。

（3）多様な市民の交流を支援する拠点が必要である

市内には、多くの女性団体やグループが活動しています。様々な女性たちが一堂に集いネットワークをつくる機会として開催した「たんばの女性 Waku×Doki フォーラム」の参加者からは、「日頃一人で考えているだけだったが、色々な活動をされている

人と出会い、勇気や元気が湧いてきた。」「まだまだたくさんの輝く女性たちがおられる。どのようにつながっていくか課題はあるが、継続することで必ず広がっていく。」など、多くの交流を望む声が聞かれました。一人ひとりの女性、個別の女性グループの力はまだまだ弱いのが現状ですが、こうした女性や女性グループが自由に交流し、ネットワークを広げ、エンパワメントしていくことが重要です。また、もちろん男女共同参画社会は女性のネットワークだけではつくっていくことはできません。男性と女性、地域団体や企業、研究機関など幅広い主体の協働が不可欠です。

このように、女性や女性グループ、さらに多様な主体が自由に交流し、協働を進めていく場、拠点を整備することが必要です。

5 実施する施策の方向性

本市において設置する男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、次の3つの基本的な方向性に基づき施策を展開します。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた「意識改革の推進」

市民、事業者、団体、行政それぞれが自らの責務のもと、一体となって男女共同参画社会の実現をめざすため、講座の開催や情報発信により市民一人ひとりの意識改革に取り組みます。

(2) あらゆる分野における男女の「活躍の支援」

あらゆる分野において女性が参画できる機会を拡大し、男性も女性も性別にかかわらず活躍できる社会に向けた支援に取り組みます。

(3) 多様な主体が集い、情報交換できる「交流の支援」

男女共同参画社会の実現をめざし活動するグループ、女性支援グループ等が自由に集い、意見交換や情報交換、連携などができる交流の場の提供に取り組みます。

